明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八六）　一
○経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（経済産業四九）　三
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一三）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同一四）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同一五）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務九〇、九一）
○世界観光機関（ＷＴＯ）憲章の改正に関する件（外務一九五）
○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定業務規程の変更の件（厚生労働・農林水産三）　四
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和四事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（農林水産九〇八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五七九、五八〇）　六
○水先人に免許を与えた件（同五八一）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局八五）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔公　告〕
諸事項　七
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八
会社その他
会社その他

省令

○厚生労働省令第八十六号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第一項及び第八条第一項並びに狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十三日

厚生労働大臣　後藤　茂之

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（鑑札の内容等） **第五条**　法第四条第二項又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「動物愛護管理法」という。）第三十九条の七第六項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札（動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップ（動物愛護管理法第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。 一～四　（略） 2　（略） （鑑札の再交付） **第六条**　犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、三十日以内に犬の所在地を管轄する市町村長に再交付を申請しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。	（鑑札の内容等） **第五条**　法第四条第二項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。 一～四　（略） 2　（略） （鑑札の再交付） **第六条**　犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、三十日以内に犬の所在地の市町村長に再交付を申請しなければならない。